

4 自立支援

障がい者の自立を支援するために国及び地方公共団体は次のような事業を行っています。

(1) 自立支援に関する事業

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
巡回歯科検診	歯科巡回診療車「こまどり号」を心身障がい者(児)施設へ派遣して、歯科検診等を行う。	検診は無料 診療は有料	一般社団法人 愛媛県歯科医師会 TEL： 089-932-5047
心身障害者(児)歯科診療所	愛媛県口腔保健センターで原則火曜日、水曜日、金曜日に診療。	有料	
補装具費の支給	身体上の障がいを補うための補装具の交付、修理に係る費用を支給する。 〔補装具の種類〕 視覚障がい……………視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡 聴覚障がい……………補聴器 肢体不自由……………義肢、装具、車いすなど	支給費の1割を自己負担 (所得に応じた上限設定あり)	市福祉事務所 又は 町役場 [P9,10]
軽度・中等度難聴児補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の成長期における言語能力の健全な発達やコミュニケーション力の向上を目的とし、補聴器の購入に係る費用を助成する。	基準額の1/3を自己負担	

(2) 自立支援医療

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
育成医療	障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療費を支給する。 ※ 受給者証に記載された指定自立支援医療機関での対象医療に限る。	医療費の1割を自己負担 (所得に応じた上限設定あり)	市福祉事務所又は町役場 [P9,10]
更生医療			
精神通院医療			

(3) 地域生活支援事業

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
日常生活用具給付等事業	障がい者等が日常生活をより円滑に送れるよう、入浴補助具、便器、特殊寝台、電気式たん吸入器、通信装置、情報受信装置、ストーマ装具等の給付又は貸与を行う。	自己負担額は、事業の実施主体となる市町により異なる。	市福祉事務所 又は町役場 [P9,10]
意思疎通支援事業	聴覚、言語・音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者(児)が、他者との意思疎通を円滑に行えるよう手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行う。		
移動支援事業	障がい者(児)で市町が外出時に移動の支援が必要と認めた者に対し、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。		

※他にも障がい者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう様々な事業が行われています。

(4) その他

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
重度心身障がい者(児)に対する医療費の助成	重度心身障がい者(児)の医療費のうち医療保険の自己負担分を助成する。 ※療養介護医療は対象外。 【重度心身障がい者(児)の対象】 - 身体障害者手帳 1～2 級の方 - IQ35 以下の知的障がい者(児)の方 - 身体障害者手帳 3～6 級かつ IQ50 以下の重複障がい者(児)の方	無料	市福祉事務所 又は町役場 [P9,10] ※以下の市町について担当課は次のとおり 今治市：保険年金課 八幡浜市：市民課 西条市：国保医療課 大洲市：市民課 伊予市：市民課 四国中央市：国保医療課 砥部町：保険健康課 愛南町：町民課
難病に対する医療費の助成	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定される指定難病について、医療費の経済的な負担が大きい患者を支援する。	所得状況により、自己負担額は異なる。	松山市又は各市町を管轄する保健所 [P9,10] ※松山市在住で新規申請以外の方の連絡先は次のとおり 【愛媛県難病医療事務センター】 TEL：089-926-7707

支援の種類	内 容	経 費	申 込 先
指定難病要支援者証明事業	指定難病の患者に対し「登録者証」を交付し、指定難病に罹患している事実等を証明することで、福祉・就労等の各種支援を円滑に受けられるよう支援する。	無料	松山市又は各市町を管轄する保健所 [P9,10] ※松山市在住で登録者証のみ申請される方の連絡先は次のとおり 【愛媛県難病医療事務センター】 TEL：089-912-2404
小児慢性特定疾病に対する医療費の助成	小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、医療費の自己負担分の一部を助成する。	所得状況により、自己負担額は異なる。	各市町を管轄する保健所 [P10]
小児慢性特定疾病要支援者証明事業	小児慢性特定疾病児童の保護者または成年患者に対し「登録者証」を交付し、小児慢性特定疾病に罹患している事実等を証明することで、福祉・就労等の各種支援を円滑に受けられるよう支援する。	無料	各市町を管轄する保健所 [P10]

5 施設・事業所の利用

(1) 障害福祉サービス事業所・施設等

家庭での生活が難しい場合、自立を目指して専門の支援を受けたい場合及び障がいのために就労が難しい場合などに施設や事業所が提供するサービスを利用することができます。

個別の指定障害福祉サービス事業所・施設については、平成30年度から「障害福祉サービス等情報公表制度」が創設されたことに伴い、WAMNET（福祉・保健・医療の総合情報サイト）が提供する「障害福祉サービス等情報検索」に掲載されています。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyooout/>

また、県内の一部の障害福祉サービスを提供している事業所又は施設については、愛媛県障がい福祉課ホームページにも掲載しております。

<https://www.pref.ehime.jp/page/6091.html>

障害福祉サービスの利用に関するご相談については、お住まいの市役所又は町役場までお問い合わせください。サービス内容については、障害福祉サービスはP3～、障害児支援サービスはP6～をご覧ください。